

熱海市小中学校タブレット端末貸借 仕様書

1. 目的

新学習指導要領において、情報活用能力は「学習の基盤となる資質・能力」の一つとして位置づけられており、Society 5.0の時代を生きる多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを実現するために、今後の学習活動において1人1台のタブレット端末の整備、積極的な活用が求められている。

本事業では、すべての小中学校にLTEタブレット端末等を導入し、ICTを活用した学習環境の整備を行うものである。

2. 事業名 熱海市小中学校タブレット端末貸借

3. 貸借期間及び支払い方法

納入期限を令和2年12月28日とし、令和3年1月1日から令和7年12月31日（60ヶ月）までを貸借期間とする。

支払いについては、納入完了の翌月から月額払いとする。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、納入期限までに納入できない場合は、別途協議を行う。

4. 貸借物件

(1) タブレット端末：1，464式

(2) タブレット端末周辺機器：1，464式

(タブレット用キーボード、タブレット用ケース、タブレット用タッチペン、充電用ケーブル)

(3) 通信回線：1，464式

(4) モバイルデバイス管理システム（以下「MDM」という。）：1，464式

(5) アプリ：1，464式

(フィルタリングソフト、学習支援アプリ(有料)、その他市の指定する無料アプリ)

(6) その他

「8. タブレット端末等の仕様」を満たしていること。

5. 活用方法

小中学校においては、次のようなタブレット端末の活用を想定している。

(1) 教員によるICT活用

- ・教科書・写真等の画像および動画の提示、拡大
- ・シミュレーションやアニメーション、映像、音声の活用
- ・教材等の一斉発信や児童生徒の回答・考え方の把握・集約・提示

- ・遠隔地との通信による学習の充実
 - ・教材研究や教材作成
- (2) 児童生徒によるICT活用
- ・文字や画像・音声などの情報の収集・選択・活用
 - ・カメラ機能、文書作成ソフト等の活用による資料の作成
 - ・プレゼンテーションツールや大型提示装置を活用した発表
 - ・協働学習における意見の交換や資料の作成・共有
 - ・プログラミングソフトを活用したプログラミング学習
 - ・ドリルソフトを活用した学習の予習・復習

6. 契約金額等

- ・見積金額は賃貸借物件に係る総額金額（消費税及び地方消費税を含む）とする。ただし、公立学校情報機器整備費補助金（公立学校情報機器リース事業）の交付対象分を除く。
- ・タブレット端末導入時の搬入、搬出、初期設定及び賃貸借期間満了後のタブレット端末撤去に係るすべての費用は別途契約する「熱海市小中学校タブレット端末保守等業務委託」に含めるものとする。

7. 納入場所及び数量

納入場所	タブレット端末
第一小学校（西山町41番1号）	235式
第二小学校（桜町3番20号）	193式
多賀小学校（下多賀920番地の1）	338式
伊豆山小学校（伊豆山711番地）	58式
桃山小学校（桃山町6番5号）	52式
網代小学校（網代195番地）	20式
泉小中学校（泉280番地）	61式
初島小中学校（初島219番地）	6式
熱海中学校（桃山町7番7号）	308式
多賀中学校（下多賀1549番地の1）	193式
合 計	1,464式

※うち公立学校情報機器整備費補助金の交付対象分は976式

8. タブレット端末等の仕様

機器等	仕様
タブレット端末	<ul style="list-style-type: none"> ・ iPad 10.2 インチ 第7世代以降であること ・ OS は、iOS13 以上であること ・ セルラーモデルであること ・ 容量は32GB以上であること ・ バッテリーは、充電後、最大7時間以上の使用に耐えること ・ Lightning-USBケーブル、USB電源アダプタ等が付属していること ・ レンタルもしくはリースでの提供とすること
SIM	<ul style="list-style-type: none"> ・ タブレット端末に装着した状態で納入すること
タブレット端末用キーボード	<ul style="list-style-type: none"> ・ タブレット端末本体へ物理的に接続するJIS配列準拠タイプであること ・ 利用に際して専用アプリや設定を必要としない仕様であること ・ バッテリー不要タイプであること
タブレット端末用ケース	<ul style="list-style-type: none"> ・ フラップ式で画面を覆うことができるものとし、オートスリープ機能、スタンド機能があること ・ タブレット端末に装着したまま充電保管庫で充電できること
タブレット端末用タッチペン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入するタブレット端末で使用可能なものであること ・ 利用に際して専用アプリや設定を必要としない仕様であること ・ ペン先は画面を傷つけにくい素材であること ・ 充電しなくても使用できること ・ ケースに収納または取り付けて保管できること
画面保護フィルム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無色透明であること ・ キズ防止効果があるもので、タブレット端末に装着した状態で納入すること
MDM	<ul style="list-style-type: none"> ・ 端末の遠隔ロックが行えること ・ 端末の遠隔初期化が行えること ・ 利用するアプリケーションの一括配信及び一括削除が行えること ・ 管理者が Web ブラウザを用いて管理画面を利用し、端末の各種設定・利用制限を実施できること ・ 各端末の情報が取得できること。(OS のバージョン、iPad のシリアル番号、インストールアプリケーション等)
授業支援アプリ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業支援アプリ (有料) は株式会社 LoiLo の「ロイロノート・スクール」及び株式会社ライズのエライブラリアドバンス (熱海市向け特別パック) を各タブレット端末に導入すること ・ 「ロイロノート・スクール」は全市内児童生徒及び教職員、市教育委員会が使用するためのアカウントを用意すること ・ アプリケーションのインストール作業については、ライセンス取得の手続き

	<p>に係る手数料を含め、受注者側の負担とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他「5・活用方法」を踏まえ、児童生徒が効果的な学習を行うためのライセンスの確保について提案し、導入すること
フィルタリングサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・校内及び教育ネットワーク内にサーバを設置しないクラウドサービスであること ・有害サイトへのブロックやアクセス制限（ブラックリスト、ホワイトリスト）等の機能を有すること ・SNSや動画投稿サイト等への書き込み、動画等投稿を制限できること。 ・ネットワーク接続方式（Wi-Fi/LTE）を問わずにフィルタリングできること ・教員や児童生徒などグループ単位にフィルタリング設定ができること ・Webサイト閲覧の利用時間帯の制御ができること
通信回線	<ul style="list-style-type: none"> ・通信料は、月額定額制であること ・契約期間中、4G通信を提供することはもちろんのこと、通信障害時の補完策として最低限の通信環境確保のため3G通信も利用できる契約であること ・通信量は、1ヶ月あたり1台に対し2GB以上とし、通信量シェア等の補完策を用いること。また、1ヶ月あたりの通信量が超過しないよう工夫すること ・インターネットを使用するために必要なサービスを含めて提供すること ・短期間で一時的に大量のデータ通信を利用（例：3日間で1GB等）した場合でも、通信速度が制限されないこと ・小中学校など主に端末を利用する場所において電波が入りにくい場合は、協議の上、速やかに電波の改善対策を実施すること
タブレット端末等補償サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内に発生したタブレット端末等の不具合、紛失、盗難に対して、学校活動に支障をきたさない補償内容を提案し、実施すること ・故障・紛失等対応数に制限を設けないこと ・都度、費用が発生しないこと ・補償サービスの受付窓口とその他保守窓口が連携していること
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末活用促進等のソフトウェアをインストールする際は市と協議すること

熱海市小中学校タブレット端末充電保管庫設置 仕様書

1. 目的

本業務は、国の公立学校情報通信ネットワーク環境整備事業を活用し、「熱海市小中学校タブレット端末賃貸借」により調達するLTEタブレット端末を収納できる充電保管庫を整備するもの。

2. 事業名 熱海市小中学校タブレット端末充電保管庫設置

3. 納入期限 令和2年12月28日（月）まで※

（機器の搬入及び調整作業完了まで）

※新型コロナウイルス感染症の影響により、納入期限までに納入できない場合は別途協議を行う。

4. 経費負担

- ・タブレット端末充電保管庫及びタブレット端末充電機器の調達にかかる全ての費用
- ・充電保管庫の運搬及び設置に係る全ての費用

5. 納入数量及び機器仕様

- ・納入数量は、57台とする。（学校毎の内訳は、「6. 設置場所等」のとおり）
- ・充電保管庫の機器仕様は下表のとおりとする。

機能	仕様
収納台数	タブレット端末40台程度又は20台程度を収納、充電できること
充電機能	アダプタ配線を個別に管理しやすくするように、コンセント1箇所集中のタップ方式ではなく、庫内に内蔵された個別コンセントとすること
保管機能	複数台のアダプタの配線が混線しないようにタブレット本体収納部とアダプタ収納部は別室になっていること タブレット端末収納時の向きは、同時にできるだけ多く出し入れしやすくするために、縦置きタイプ（タブレット端末の平面を立てた状態での収納）とすること タブレット端末のカバーを装着した状態で収納、充電ができること 収納部の扉は施錠ができること
輪番充電	電源容量に配慮し、端末充電時の消費電力の合計が設置場所の供給電源容量を超える場合は、順番に充電する簡易輪番充電機能付きであること 輪番充電基板は、規定電流値を超過すると遮断する単なるブレーカーではなく、どんな状況であっても規定値を超えることなく継続運用する仕組みをもったブレーカー付きであること

品質保証	電気安全法に準拠し、PSE マークを貼付した製品であること
付帯仕様	衝突時の安全性を考慮していること タブレット端末の接地部には傷つきにくい素材を使っていること 収納場所に番号等を振ることができること 延長コードや固定金具等、固定設置に必要な備品も付属し、壁等に固定すること 充電時の庫内温度上昇に対する放熱機能があること タブレット端末を充電できる充電ケーブルが収納台数分付属していること

6. 設置場所等

・「5. 納入数量及び機器仕様」に示す条件を満たす機器について以下に示す台数を各学校に配置すること。

納品場所	充電保管庫納品数	
	40 台程度収納	20台程度収納
第一小学校（西山町41番1号）	6	2
第二小学校（桜町3番20号）	5	2
多賀小学校（下多賀920番地の1）	6	8
伊豆山小学校（伊豆山711番地）	1	2
桃山小学校（桃山町6番5号）	2	0
網代小学校（網代195番地）	0	2
泉小中学校（泉280番地）	2	1
初島小中学校（初島219番地）	0	1
熱海中学校（桃山町7番7号）	8	2
多賀中学校（下多賀1549番地の1）	5	2
合 計	35	22

※端末台数に応じた合理的な提案により変更することも可とする。

熱海市小中学校タブレット端末保守等業務委託 仕様書

1. 目的

一人一台端末を前提とする動画授業、遠隔教育等において、ストレスなく利用できるような品質を担保するため、本業務で構築したすべての回線、ネットワーク機器等について、以下の項目により、保守・運用を行うもの。また、導入効果を高めるため、教職員に対する研修や効果を測定する。

2. 業務委託名 熱海市小中学校タブレット端末保守等業務委託

3. 業務期間及び支払い方法

令和7年12月31日まで※の5年間を原則とし、委託料は毎月払いとする。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、変更する場合がある。

4. 経費負担

- ・別途契約する「熱海市小中学校タブレット端末賃貸借」により導入するタブレット端末及び周辺機器（以下「タブレット端末等」という。）の搬入、搬出、初期設定及び賃貸借期間満了後のタブレット端末等の撤去費用（タブレット端末等の納品時にすぐに利用可能な状態とすること）
- ・タブレット端末等の保守に係る全ての費用（送料等必要な経費を含む）
- ・学校におけるICT環境整備の初期対応に関する技術的支援に要する費用
- ・研修に要する全ての費用
- ・効果測定に要する全ての費用

5. 業務内容

(1) 端末導入業務の提供

- ・各設定内容の詳細については、受託者が発注者の要望をヒアリングし、端末設定仕様書を作成すること。
- ・端末設定仕様書に基づき、MDM、フィルタリング、各種アプリケーションのインストールと発注者が指定する設定を行い、すぐに利用可能な状態で納品すること。
- ・発注者が指定する機能のみを有効に設定し、すべての端末に設定すること。
- ・端末名、管理番号等のラベルを貼りつけること。
- ・納品時に各学校の充電保管庫に端末とACアダプタを設置すること。

(2) 保守（ヘルプデスク・故障対応窓口）

- ・契約期間中、平日（土日・祝・年末年始を除く）9時から17時まで、ヘルプデスクを設け、各学校及び教育委員会からの問い合わせならびに紛失・盗難・故障時に対応すること。

- ・端末の紛失・盗難・故障等の際は、郵送等にて速やかに交換品を指定の場所へ届けること。
- ・納品の際の送料は受注者の負担とする。
- ・端末の紛失・盗難・故障等の際の、端末の交換は負担金がかからず、契約期間中の利用回数に上限がないこと。交換品を提供する場合、納品したモデルが生産終了となり、同モデルでの手配が困難となった際には、同等以上の仕様を有する後継モデルでの提供を可とする。
- ・紛失等において、Simカードの再発行等、別途費用が発生する見込みがある場合には、その旨を記載すること。
- ・学校及び教育委員会と連携し対応すること。

(3) ICT環境整備の初期対応に関する技術的支援

- ・導入機器の使用に関するマニュアルを作成すること。
- ・熱海市セキュリティーポリシーに基づき、児童生徒及び教職員が安心安全に利用できるようセキュリティー設計や利用ルール作成の支援を行うこと。
- ・充電保管庫設置に際し、予め使用できる電力量等を調査し、プレーカーが作動しないような配置計画を作成すること。
- ・電力量等調査により作成された配置計画により充電保管庫の数が設計数量から変更する場合は委託者と協議すること。
- ・導入機器の納品について、教育委員会及び教職員に負担が生ずることがないように納品計画を立てること。

(4) 研修

- ・導入する学校の教職員が、タブレット端末等を的確に操作するための研修を提案し、実施すること。
- ・操作研修のほか、タブレット端末等の効果的な活用や、アプリケーションを用いた効果的な学習等に関する研修及び情報提供・助言の方法等について提案し、実施すること。

(5) 効果測定

- ・児童生徒の学習状況やタブレット端末の操作状況と指導とをエビデンス情報で連携させ、指導及び学習の効果の測定、検証方法を提案し、実施すること。